

児童虐待・DV 被害支援

1. 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

児童虐待防止法5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2. 児童虐待の分類

① 身体的虐待

首をしめる、殴る、ける、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど。

② 性的虐待

子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。

③ ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っている。（子どもの意思に反して登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する。）子どもを遺棄する、同居人が虐待を放置するなど。

④ 心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対し暴力をふるうなど。

3. 早期発見のポイント

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出している。サインを見逃さないためには、子どもと接するときに虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、始める。

また、健康診断時や救急処置や相談のために保健室へ来室した時などは、経年的に子どもの成長・発達や変化を確認、観察することができるため、虐待を発見しやすい機会と考えられる。

虐待にはどんな場合でも『不自然さ』を発見する。

・不自然な傷・あざ　・不自然な説明　・不自然な表情　・不自然な行動、関係

明確な理由がないのに学校を長期に欠席していて誰も子どもに会えていない、保護者が欠席の理由を連絡しない、職員が子どもや保護者と会おうとしても、保護者が会うことを拒否する、何度家庭訪問しても子どもに会わせることを極端に避けている場合も『不自然』なサインと見て対応する。

4. 対応にあたっての留意点

【保護者への対応】

- ・子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避ける。
- ・外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待を疑う。
- ・子どもが不利になるような発言は、避ける。
- ・DV被害の場合、夫等への個人情報保護の徹底を行う。

【子どもへの対応】

- ・子どもは本当のことを話しづらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は避ける。

【校内の組織体制づくり】

- ・虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り組織で対応する。
- ・全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- ・学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- ・普段から児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

5. 緊急性の判断

「子どもに危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、直ちに児童相談所に通告し、子どもの安全確保を優先する。子どもの安全確保、死亡事故防止のためには、虐待はエスカレートするものだとすることを念頭に、どんな場合が危険か、緊急性が高いか、教職員が判断の目を持つ。

★ 緊急性の高い場合の例

- ・生命の危険や身体障害を残す危険があるとき
- ・極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・親が子どもにとって必要な医療措置をとらないとき
- ・子どもの家出や徘徊が繰り返されているとき
- ・性的虐待が疑われるとき
- ・子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・不登校で、家庭訪問でも子どもに会えない、子どもの状態がわからないとき

6. 通告

虐待かどうか判断するのは、学校等通告する側ではなく、通告を受けた児童相談所や市町村などが行う。法は、虐待を受けたと「思われる」場合でも、通告するよう求めています。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

※性的虐待が疑われる場合には、あまり聞かずにすぐに児童相談所へ通告する。

7. 通告先

緊急性が高い場合・・・ **児童相談所**

一時保護や施設への入所措置の権限、子どもの安全が確認できないときなどには、立入調査を行う権限もある。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告する。

緊急性が低い場合・・・ **流山市役所 子ども家庭課**

地域のネットワークで、関係機関と連携を図りながら在宅のまま、子どもや家庭に対する支援を行う場合には市町村へ通告する。しかし、両者は送致・援助要請で連携を図っているので、どちらへ通告しても、両方の機能を活用することができる。

8. 通告後の対応（子どもへの日々の関わり方）

- ・虐待の疑いがある子どもが7日以上欠席した場合は、速やかに児童相談所、子ども家庭課へ情報提供を行う。
- ・信頼関係を結び、安心感を持たせる。 ・虐待から身を守る方法を助言する。
- ・努力や良い面を積極的に評価し、子ども自身の自己評価を高める。
- ・怒りへの適切な対応方法を習得させる。

9. DV への対応（加害者からの追求、訪問などの対応）

- ・児童生徒自身にも保護命令（接近禁止命令）が出ている場合は、相手方が学校を訪問すること自体が犯罪になる。
- ・学校側から相手方の情報を漏らしたり、訪問を促したり、承認するような言動をしない。
- ・相手方が学校を訪問してきたり、児童生徒を待ち伏せていたら、直ちに110番通報する。
- ・立会人から「これから訪問する。」等の電話等があった場合にも、速やかに警察に通報する。
- ・日頃から、警察との情報交換等、連携を強化しておく。

10. 児童虐待を把握したときの対応

対応の流れ	管理職	教職員
○虐待の疑い <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の事実の把握 状況確認と報告 ・DVの事実の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が1人で抱えこまないようにする ・学校内で協議の場をする ・虐待の証明はしなくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒からの状況を聞き、記録 ・チェックリストを活用し、虐待を見逃さない ・記録をもとに管理職に報告 ・協議の要請
○学校内での相談、報告 ○検討、共通認識 ○組織の対応 校内サポートチーム <ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談主任 ・人権教育主任 ・学年主任 担任 ・養護教諭 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・情報集約 ・現状の分析 ・関係機関への通報の決定と通報の実施 ・組織内チームの役割分担の決定（担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど） ・必要に応じて支援チームの編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚への相談 ・協議の中での事実報告 ・協議の記録 ・児童へのケア ・個人情報保護の厳守
○関係機関と協議及び対処方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡 【通告（相談）】 ・児童相談所 ・こども家庭課 必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、主任児童委員 ・千葉県女性サポートセンター 	
○関係機関と継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援のための関係者会議の開催 （要保護児童対策地域協議会、サポートチーム会議など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換 ・兄弟がいた場合、兄弟がいる学校などと情報交換を密にし、対応する ・状況を定期的に管理職に報告

1 2. 各機関での支援

柏児童相談所 柏市根戸 445-12 電話：7131-7175	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・家庭裁判所への申請 ・児童生徒の一時保護、児童福祉市悦の利用
流山市役所 子ども家庭課 電話：7150-6082	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談、育児相談 ・家庭生活の支援 ・母子施設の利用 ・DV 相談・支援
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療相談、傷害の確認 ・医療ケア、緊急入院
流山市保健センター 西初石 4-1433-1 電話：7154-0331	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・発育・発達相談 ・精神保健相談
流山警察署 生活安全課 流山市三輪野山 744-4 電話：7159-0110	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力などの相談 ・児童生徒の緊急保護
千葉県女性サポートセンター 電話：043-206-8002	<ul style="list-style-type: none"> ・DV の被害者支援

★ 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

1 被虐待児に対するチェック

全身	皮膚
<input type="checkbox"/> 低身長 (cm) <input type="checkbox"/> 低体重 (kg) <input type="checkbox"/> 栄養不良 <input type="checkbox"/> 事故 (骨折・外傷・脱臼等) を繰り返す <input type="checkbox"/> 服装が不潔 <input type="checkbox"/> 不衛生 (垢まみれ・ひどいおむつかぶれ・異臭がする。)	<input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷、火傷痕 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷痕 (ベルト、紐、絞首、歯型、爪痕、櫛、つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ) その他 () <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷 (煙草、アイロン、熱湯) <input type="checkbox"/> 入浴していない。
心理面	
<input type="checkbox"/> 極端なおびえ <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 養育者を怖がる <input type="checkbox"/> 大人の顔色をみる <input type="checkbox"/> 凍りつく凝視 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> チックがある <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛 <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛 (頭痛、腹痛など) <input type="checkbox"/> 自殺企図 (リストカット等) <input type="checkbox"/> 養育者との分離不安がない <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない <input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 言動が乱暴・暴力的 (友人トラブル多い) <input type="checkbox"/> 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味や言動がある <input type="checkbox"/> 誰にでも甘える <input type="checkbox"/> 繰り返し様々な体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 異常に食べる <input type="checkbox"/> 知らない人にもべたべたする	

2 養育者に対するチェック

子どもへの接し方
<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る <input type="checkbox"/> 投げ飛ばす <input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 冬戸外へ締め出す <input type="checkbox"/> 布団蒸しにする <input type="checkbox"/> 溺れさせる <input type="checkbox"/> 逆さ吊りにする <input type="checkbox"/> 異物を飲ませる <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> 縄などで縛り付ける <input type="checkbox"/> 過重な家事をさせる <input type="checkbox"/> 家に閉じ込める <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> ポルノの被写体にする <input type="checkbox"/> 性交、性的暴力、性的行為の強要、教唆など <input type="checkbox"/> 家では全く衣服を着せない <input type="checkbox"/> アダルトビデオを見せる <input type="checkbox"/> 無視や拒否の態度を示す <input type="checkbox"/> 心を傷つける罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 子どもの自尊心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする <input type="checkbox"/> 子どもの意思に反して学校に行かせない <input type="checkbox"/> 季節にあった服装をさせない <input type="checkbox"/> 適切な食事を与えない <input type="checkbox"/> 重い病気を患っても病院に連れて行かない <input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま度々外出する <input type="checkbox"/> 乳幼児を車の中に放置する <input type="checkbox"/> 泣いてもあやさない <input type="checkbox"/> 下着など長期間不潔なままにする <input type="checkbox"/> 極端に不潔な環境で生活させる <input type="checkbox"/> 自分の気分で子どもに接する (ペット的な扱いをする)
養育者の様子
<input type="checkbox"/> 子どものけがなどについて説明が不自然 <input type="checkbox"/> 虐待を認めない <input type="checkbox"/> 体罰を正当化する <input type="checkbox"/> 社会的に孤立している <input type="checkbox"/> 常に攻撃的 <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している (就学援助を受けている)

3 その他気づいたこと